

全 員 協 議 会 記 録

令和8年3月17日(火)
本会議終了後
14時05分～16時53分
全員協議会室

〔出席議員〕

澁谷議長、笹田副議長

西田一平議員、今田議員、岡山議員、遠藤議員、花田議員、戸津川議員、
村木議員、森谷議員、大谷議員、沖田議員、足立議員、川上議員、柳楽議員、
串崎議員、小川議員、岡本議員、芦谷議員、佐々木議員、西田清久議員、
川神議員

〔執行部〕

三浦市長、砂川副市長、岡田教育長、山根総務部長、久保健康福祉部長、
佐々木産業経済部長、草刈教育部長、赤岸消防長

〔事務局〕

下間局長、濱見次長、森井書記

議 題

1 執行部報告事項

- (1) 令和8年4月の機構改革について (総務部)
- (2) 社会福祉協議会が実施する訪問入浴サービスについて (健康福祉部)
- (3) 道の駅ゆうひパーク浜田の今後について (産業経済部)
- (4) 学校給食費の改定について (教育委員会)
- (5) 第84回国民スポーツ大会競技会場の整備について (教育委員会)
- (6) サン・ビレッジ浜田アイススケート場に係る住民訴訟について (教育委員会)
- (7) 損害賠償請求訴訟の経過について (消防本部)
- (8) その他

2 陳情審査結果について

3 議会報告事項について

- (1) 各市議会議長会の開催状況等について
- (2) 浜田地区広域行政組合議会の開催状況等について

- (3) 浜田市都市計画審議会の開催状況等について
- (4) 浜田市土地開発公社理事会の開催状況等について

- 4 議会による事務事業評価の実施事業の選出結果について

- 5 ぎかいポスト等に寄せられた意見等への回答について

- 6 地域井戸端会～皆さんの声を伺います～の実施について

- 7 その他
 - (1) 自由討議について
 - (2) 議案における各自の表決結果の記載について
 - (3) 政務活動費に係る令和7年度収支報告書及び令和8年度交付申請書の提出について 【提出期限：4月6日(月)】
 - (4) 令和7年度における「議員の請負状況等」の報告について（事前周知）
 - (5) その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[14 時 05 分 開議]

○議長

令和8年3月17日の全員協議会を始める。本日は戸津川議員から欠席の連絡を受けている。

それでは、議題に入る。

1 執行部報告事項

(1) 令和8年4月の機構改革について

○議長

資料1-(1)を参照されたい。説明をお願いする。

○総務部長

初めに、基本的な考え方についてである。2030年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催準備をはじめ、高齢者や障がい者福祉における複合的な課題を抱える相談への一体的な対応、市内の就業者に対するカスタマーハラスメント被害の抑止を目的とした条例制定の対応を進めるための執行体制を整えていく。

続いて、具体的な機構改革について、部ごとに説明をする。

総務部については、カスタマーハラスメント対策推進室の設置である。近年、社会的にカスタマーハラスメントへの対応を求められていることから、カスタマーハラスメントに関する条例の制定のため、総務課の内室として新たにカスタマーハラスメント対策推進室を設置する。これにより、市内の就業者に対するカスタマーハラスメント被害の抑止を図っていく。

地域政策部では、組織の効率化と専門性の強化を図るために2点の改正を予定している。

1 点目は、地域活性化室の廃止である。現在まちづくり社会教育課の内室である地域活性化室を廃止し、その業務をまちづくり推進係へ移管し、組織の効率化を図る。

2 点目は、交通対策室の設置である。公共交通施策の重要性の高まりに対応するため、新たに交通対策室を設置し、これまでまちづくり社会教育課に属していた公共交通係を移管することで、独立した執行体制を構築する。

続いて、健康福祉部については、利便性の向上と効率的な組織運営を目的とした大規模な再編を行う。

1 点目は、高齢障がい福祉課の設置である。地域福祉課の障がい福祉係と健康医療対策課の高齢者福祉係を集約し、高齢者、障がい者双方に関連する施策を一体的に推進することで、行政効率化と市民の利便性の向上を高めていく。また、複合的な課題を抱えた相談の調整窓口として、福祉調整係を配置し、部局横断的な対応力を強化する。

2点目は、健康医療対策課と保険年金課を統合する。高齢者福祉係を除く健康医療対策課と保険年金課を統合し、健康医療保険課とする。

市民生活部については、1点目は環境課の1係減である。不燃ごみ処理場の管理運営業務を外部委託することに伴い、1係を削減する。

2点目として、国スポ・全スポ推進室の移管、昇格である。高校総体・国スポ推進室については、市長部局への移管に併せ、これまでの内室から課相当の組織へと昇格さる。名称については、国スポ・全スポ推進室、国スポ・全スポ推進係へと変更し、大会運営に特化した強固な体制とする。

最後に、教育部については、高校総体・国スポ推進室1室1係の減である。高校総体・国スポ推進室を市長部局である市民生活部へ移管することに伴い、教育部における当該組織を廃止する。

以上申し上げた機構改革については、令和8年4月1日に施行する。

また、この機構改革に伴う機構数は令和8年4月で、10部70課7室153係となり、令和7年度との比較においては、1課増1係減となります。

このたびの機構改革については、3ページ目に機構図を掲載しているので、参照されたい。

○議長

ただいまの報告について、質疑などはないか。

○森谷議員

新しいカスタマーハラスメント対策推進室の名前についてであるが、カスタマーハラスメントは、短くして「カスハラ」と呼ばれることがある。「カスタマー」は市民ということだと思うが、「カス」というと市民をかす扱いしているように聞こえるという市民の声がある。

この片仮名は、分からない人もいるし、高齢者もいけば英語が苦手な人もいるので、分かりやすい名前にするべきである。「カスハラ」の名称はやめてほしい。一問一答で行うのか。

○議長

一問一答をお願いします。

○総務部長

室の名称についてであるが、カスタマーハラスメントについては、国においても、通常、そのような表現で使用しており、組織の名称としても問題があるとは認識していない。

また、議員が言うように、市民に片仮名であるので分かり難いのではないかということについては、広報などでお知らせする際、できるだけ分かりやすいような伝え方を工夫していきたいと考えている。

○森谷議員

2000年から2001年に地方分権一括法ができて、国・県・市はそれぞれ独立している。国がやっているから市もやるというやり方は良くない。

協力してやることになっているが、国が言っているから良いというように聞こえた。そのことについて知っているか。

○総務部長

国・県・市はそれぞれ独立してきちんとそれぞれの責任を持って行政を行うということについては、議員の言うとおりでと思う。

先ほど私が申し上げたのは、国がやっているから良いということではなくて、国でもそういった取組を行う際にはそういった文言を使っている。また、社会一般の報道などを見ても、そうしたカスタマーハラスメントという言葉については、国民や市民が通常受け入れる言葉として使用されていると私どもは認識しており、その言葉を使用したという意味で説明した。

○森谷議員

市役所の職員はレベルが高いので、レベルの高い友人からの情報収集が多いであろう。私のように、一般市民の情報が集まる者の意見も聞いてもらいたいと思う。

次に行くが、カスタマーハラスメント条例の中の一つである。今見ていると、態度が悪い市民を何とかしようというように見える。実際には、私が市役所側だとしたら、来庁者が興奮するわけである。

マッチポンプとならないように、市役所職員の対応について何とかすることと、市役所側が免疫を付けること、この二つをせず、カスハラ条例だけで対応するのは間違いであると前から言っている。このことについては感じられないが、どのように考えているか。

○総務部長

組織の設置そのものについて今日説明したが、先ほど議員が言ったことが、組織の形でどのように結びつくか、私が今十分理解できないところもある。先ほど言われたことについては、当然、職員の接遇であったり、またそのための研修は、カスタマーハラスメントの条例を作るから必要ということではなくて、常にそういった部分については、努力していく必要があると思っている。

また、条例については、職員の対応、接遇とはまた別のものとして、それぞれについてきちんと準備、対応していくことになると考えている。

○森谷議員

関係性を理解いただけないようなので、これからも身をていして説明したいと思う。

○議長

その他質疑はないか。

(「なし」という声あり)

なければ私から質問する。人口減少のスピードに見合った組織の改編になっていないように思うがどうか。

○総務部長

人口減少は浜田市にとって大きな問題だと思っている。現状、その部分を組織に

直接的に反映したものはないかもしれないが、取り組もうとしている全ての課題のベースには人口減少の問題があるので、この新たな体制を取りながら、それぞれ人口減少の課題感を持って対応していく。

(2) 社会福祉協議会が実施する訪問入浴サービスについて

○議長

資料 1-(2)を参照されたい。健康福祉部長。

○健康福祉部長

訪問入浴介護事業を運営する、社会福祉法人浜田市社会福祉協議会では、令和8年2月26日に島根県からの介護保険法で定められた従事者の人員基準を満たしていないとの指摘があり、それ以降、サービス提供は現行体制で継続しないようにという指導があった。

これまでの経緯であるが、介護保険法に基づく訪問入浴介護の人員基準は、看護師又は准看護師1名以上、そして介護職員2名以上、合わせて3名以上で従事をするということになっている。そのうち1人以上は常勤でなければならないとされている。この常勤という部分が、これまで対応できておらず、兼務体制ということで行われていた。これまでサービス開始以来、こういった状況が続いていたが、県からの行政指導も受けることはなかった。それが理由ということにはならないが、今回、こういった指摘を受けたということである。

現在のサービス提供の状況であるが、利用者4名、毎週木曜日に3名のサービス提供を行っている。2名が毎週利用、2名が隔週利用ということで毎週木曜日の3名のサービス提供となっている。

今後の対応であるが、2月26日に介護保険としてのサービス提供ができないということになったが、この訪問入浴をどうしても利用が必須な利用者があるので、そういった人への対応として、社会福祉協議会では介護保険請求をしない形で、独自事業という形でサービス提供している。利用者にとっては従前どおりのサービス提供を受けているということになっているが、これに対して介護報酬を得られないという状況になっている。現在、そういったところが続いている。

併せて、島根県の指定ということには基準を満たしていないが、介護保険法の中で基準該当サービスという事業がある。これは保険者が登録する事業になるが、こちらの方では島根県の定めの中で、先ほど基準を満たしていないと述べた常勤部分が要件に当たらないので、こちらの対応を保険者である浜田地区広域行政組合で今手続中ということになっている。

現在、まだ成立はしていないが、こちらが登録されると、利用者にはこれまで同様に、また当面のところその形でサービス提供が続けられるという状況になっている。

現在、その基準該当サービスの適用を目指して準備を進めているところである。

○議長

ただいまの説明について質疑はないか。

○川上議員

結局、社会福祉協議会は、法令遵守をしていなかったということの理解で良いか。

○健康福祉部長

指定の基準を満たしていなかったというのはそのとおりである。

○川上議員

そうではなく、法令遵守をしていなかったということで良いのかということを知っている。

○健康福祉部長

指定基準を満たしていなかったということが法令に違反していたということで、同義だと思う。

○川上議員

いろいろ説明いただいたが、長い間こういう状況を生み出していた社会福祉協議会の体質に対しては、市としてどのような考えか。

○健康福祉部長

開設当初から結果的に基準を満たしていなかったということが今回判明した。

いろいろなことについてこういったことがないように市としても関わりを持っていかなければいけないとは思っている。ただ、これは少し難しいところであるが、こういった基準をしっかりと確認していくということで県などからの行政指導などが定期的にある中で、こういったことを確認できなかったというのは事業所としても不備があり、少し残念なことであった。

○川上議員

行政指導など、県も来ていたが、社会福祉協議会として法令を守っていくという考えがあれば、こういうことはなかったと考える。ということは、法律の知識が少なかったということの良いのか。

○健康福祉部長

結果的に今の行政指導などの中では指摘がなかったということで、その部分を改めて検証してこなかったということはあると思う。そういった部分で意識を深くまで確認するというのを怠っていたということはあるかもしれない。

○川上議員

ということは基本的に、社会福祉協議会を指導していくのは浜田市であり、浜田市として重大な過失があった、責任があったということで理解して良いか。

○健康福祉部長

介護保険事業そのものは島根県の指定を受けているし、それに対しての指導などというのは定期的に行われている。

この事業そのものに対して、市が指導するのかというところは、立場としては一致しないものと思っている。

○川上議員

社会福祉協議会に人件費を補助して、全体を支えているのは浜田市である。であ

れば、全体を見て、全体を管理していくのが、浜田市そのものである。であるから、こういう大きなこと自体に関しては、浜田市に全面的に責任があつて、その責任をどうするかということを考えなければならないと思っている。

私はそのように理解しているが、執行部はどのような理解か。

○健康福祉部長

ご指摘のように市は人件費補助を行っている。社会福祉協議会が行う地域福祉の活動という一番根幹に当たるところであるが、そういったところの事業を支えるための事業費、人件費を市が支出しているというのはそのとおりである。

そういった意味で社会福祉協議会そのものに対して市としての関与、関わりというのも当然必要になってくるし、そういったところの今後のあり方というのを一緒に考えていかなければいけないと思う。

○川上議員

先ほど答弁いただいたが、どうしても「責任」という言葉が出てこない。これまでのことに関して、市として責任はなかったのか。それについて聞く。

○健康福祉部長

今回のことや、過去にも不備な部分もあった。どこまでが市の責任かというのは非常に判断が難しいところであるが、社会福祉協議会の事業運営をしていくというところで、人件費補助を行っているという部分は事実としてあるし、それで社会福祉協議会が支えられているというところはある。

市も、そういった点で地域福祉を担っていただく団体として重要な組織だということでの関わり方というのは大変大きいものがある。

そういった意味で、一緒にやっていくという意味での責任というのはあるかと思う。

○川上議員

浜田市として、毎年事業報告、加えて決算報告も受けている。また、全てに対して網羅して、浜田市は確認をしているということなので、責任は重大だと思う。

今後の社会福祉協議会の動きについて、十分、注意されたい。

○副市長

今言われたように、今日の本会議でも附帯決議ということで、社会福祉協議会への補助金のこと、それから包括支援センターのことなどいろいろご指摘をいただいている。

そういうことも含めて、社会福祉協議会は当然市の組織ではないが、お互いが綿密に連携をして地域福祉を推進していくということでは、一体的に動かなければいけない。当然補助金を出す上では、しっかり補助金が適切に使われているか、市の業務をやっただけかということも確認しなければいけないと思うので、改めてそういう面でしっかり社会福祉協議会とチェックをする部分はチェックし、お互いが協力する部分は協力したいと考えている。

○足立議員

今の川上議員のやりとりを聞いて少し違和感を感じたが、毎年、集団指導がある。事業を営んでいる事業者、当然社会福祉協議会も出ているはずである。

島根県から指定を受ける場合は、島根県が資料などを用いて説明をされるので、今日まで気が付かなかったというのは、私は言い訳にもならないと受け止めている。それを県が指摘をしなかったというよりも、文言の解釈が社会福祉協議会自体ができてなかったのではないかと思うが、それに関して浜田市は今の体制で今日までやってきたことに対しては、お互い一言もそういったことに触れなかったのか。非常に疑問である。

○健康福祉部長

訪問入浴の指定に関して、市から、特に過去にわたって何かを指摘したということはおそらくなかったと思う。

ただご指摘いただくように毎年集団指導などがある。そういった中で改めて顧みて、課題などの確認や現状認識などができていなかったというのも事実であると考えている。

○足立議員

そこをしっかりとやっていただきたいが、今回の件に関して言うと、これは明らかに世間一般に不正請求に該当すると思う。これをどこまで遡って、県若しくは国保連から返還請求が来るのか、そういった話は今県とどのような形で進んでいるのか、分かる範囲で教えていただきたい。

○健康福祉部長

現状のところ、これまでの受けた介護報酬に関しての取扱いについては、話はない。

○足立議員

介護保険料でこれはサービスが賄われていて、そこには市の金も当然入っているが、皆が負担している介護保険料もそこに入っているわけで、請求がないから云々ではなく、不正をしたということが明らかになっているので、人員配置基準違反のような状況も新聞紙上でこうやって公表されているわけだから、返還はいくらかとこちらから県や国保連に聞けば良いのではないか。これについてそういう話はないのか。

○健康福祉部長

まず介護報酬を受けているのが社会福祉協議会ということで、市としてどうなのかというのは介護保険事業の話なので、どこまで私たちがその部分についてどう考えるのかというのはあろうかと思う。

ただこれについての判断というのは県が行うものだと思っているので、なかなかこれについて私どもから今のところ確認し難いと思っている。

○足立議員

先ほど川上議員が言われたように一体的にやってきて、毎年1億円の補助金を出している。10年で10億である。それぐらいの金を出すような団体にそこまで関与しないとか、分からないとか、そこまで口を出すものではないとかではなくて、指摘する

のが当然だと思うし、だからこうやって附帯決議を付けたのではないか。議員一同で、全会一致でと私は受け止めている。

不正だということは明らかにしているから、浜田市が社会福祉協議会に言って社会福祉協議会からいくら返せば良いですかと聞けば済むだけのことだと思う。不正請求は明らかであるので、そこは浜田市も襟を正してきちんとしないといけないのではないか。

○健康福祉部長

先ほどからあるが、市は社会福祉協議会に対して人件費補助を行っている。これに関して先ほどから、市としての関わりというのもしっかりと行っていかなければいけないというところを申し上げているとおりである。

介護保険事業のこれに関する返還部分というのは、県がどのように考えられるのかというのを待っている状態である。ご指摘をいただいた点については、県の状況も確認したいと思う。

○副市長

先ほどから話をしてしているように、社会福祉協議会と連携してやっている。市もこの訪問入浴については一部補助も単独で出している。そういうことから、全く知らないということにはならないと思う。

今後のこの問題については、社会福祉協議会とか県とも状況を確認しながら、どのような動きかということが分かれば、また報告させていただく。

○足立議員

この関係で、社会福祉協議会は基準該当に行かれるということだが、方向性として、一方で社会福祉協議会の会長は、介護保険事業から撤退されるということも言われたが、それはそれまでの期間の基準該当という受け止めで良いか。

○健康福祉部長

まず何より優先しなければいけないのは今利用者がいるということである。利用者の方々にサービス提供していく、それを円滑にしていくためには一定の指定が要るということで基準該当サービスを取り急ぎ申請をし、手続を進めているところである。

ただ将来的には、今後も訪問入浴サービスを続けていくのかというところは非常に難しさを感じている。

先般議員と社会福祉協議会とで意見交換会も実施した。その際に、社会福祉協議会からは、新たに事業を担われるところがあれば、自ら持っている事業に必要な車両などを提供するという含めて新たな事業を担うところに委ねるという考えも示された。

○議長

そのほか質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(3) ゆうひパーク浜田の今後について

○議長

資料1-(3)を参照されたい。説明をお願いする。

○産業経済部長

まずこれまでの経過である。道の駅ゆうひパーク浜田については、現在、リニューアルオープンに向け、新たな運営事業者を選定するよう準備を進めている。

これまで、新たな運営候補者である、浜田まちおこし共同企業体により提出された整備運営事業計画書案については、議会の意見も伺いながら策定を進めているが、現段階において、事業計画書案を確定するに至っていない。

したがって、今定例会議においては、現在の運営事業者であるゆうひパーク浜田株式会社に対する無償貸付けを1年間延長する議案のみの提出とした。

次に3月定例会議にリニューアルに関する議案が提出できなかった主な理由であるが、これまで浜田まちおこし共同企業体の整備運営事業計画書案では、1階フードコート部分の一部に、現在の運営事業者であるゆうひパーク浜田株式会社がテナントとして参画する計画となっていた。

しかしながら、令和8年2月24日に、ゆうひパーク浜田株式会社がテナントとしての出店を辞退すると表明されたことにより、市として、地元企業の活用や地元雇用などの点において大幅な計画の変更にと判断をした。

したがって、3月定例会議における新たな運営候補者への無償貸付けの議案の提出を見送り、1階のフードコート部分の一部について、計画の再調整を図ることとした。

今後のスケジュール予定であるが、浜田市では、3月から4月まで、浜田まちおこし共同企業体と整備運営事業計画案の再調整を行う。その後、5月の産業建設委員会で、再調整をした計画案をお示しし、6月定例会議で新たな運営候補者への無償貸付け議案を提出したいと考えている。

その後、議案を可決いただければ、7月以降、リニューアルオープンに向けて事業者と調整し、準備を進める予定である。事業者の予定であるが、令和8年3月から12月まで浜田まちおこし共同企業体はリーシングなどの運営の準備をして、ゆうひパーク浜田株式会社は運営を継続をする。令和9年1月から3月までを引継ぎ期間として、各種工事と入れ替わりのための準備を行う。

3月末でゆうひパーク浜田株式会社の運営は終了し、4月以降の浜田まちおこし共同企業体の運営開始の予定となっている。

○議長

ただいまの説明について質疑はないか。

○森谷議員

一般の利用者や通行者、市民から見たら、今の状態と令和8年4月1日以降の状況は何も変わってないように見えるということか。

○産業経済部長

一般の市民からということであるが、今回の計画については、大幅な変更がある。入ってすぐのところにコンビニエンスストアのローソンが入り、そのほか、イン

フォメーション部分もアトリウムの中になる。

そのほか、今、2階部分は休館になっているが、その部分も、一部は地元の和食店、それから空いている部分については、チェーン店を通じていろいろなところを誘致するという計画があるので、大幅に変わることになると思う。

○議長

4月も変わって見えるのか。そういうことを聞いている。

○産業経済部長

この4月については、今と全く変わらない。ゆうひパーク浜田株式会社が4月からもう1年、3月までやるということである。

○議長

もう1回整理して質問する。一般市民とか通行中に利用する人からすると、今までの状態とこの先1年は変化が感じられないということか。

○産業経済部長

1年というか先ほど説明したように、年度末の3か月で引継ぎ期間があり、工事などが入るが、それまでは全く変わらない。

○川上議員

ただいま、工程についての説明があった。5月に委員会報告を得て6月定例会議へ上程されるという話であったので、少し説明いただきたい部分が9点ある。1つずつ聞くので願います。

これまで前期の委員会で複数の改善要望を出している。それに対し、執行部は大きな変更はない、と以前答弁していた。その後どのように調整され、改善をなされたか状況を伺う。

○産業経済部長

産業建設委員会から意見をいただいた。そのときに、改善要望としてコンビニエンスストアとインフォメーションの位置などについてや、資金還元についても意見があった。それともう一つ、計画における成果指標、KPIがないという産業建設委員会の意見があった。

先ほど申し上げたコンビニエンスストアとかインフォメーションの位置、納付金の金額については、これについては今の優先交渉権者に関しては、変更はできないと言っているが、KPIについては、新たに加えて、計画の中に入れ込むということである。

今回1階のフードコート部分を見直した計画を作成をするが、その中でも、計画の修正とそのKPIを含めて、次の5月の産業建設委員会では、改めてお示しをしたいと思っている。

○川上議員

2つ目である。これは共同企業体、JVの形でやられるという説明であったが、この運営計画を見ると、責任分担やリスク管理の仕組みが存在していなかった。

実態は代表企業が全ての責任を負う形であり、公募型プロポーザルの公平性・透

明性を損なう、重大な瑕疵であると判断するが、このことに関して市の見解を伺う。

○産業経済部長

浜田まちおこし共同企業体のもう一つの会社については、清掃などを管理することとしている。

議員の言うとおりに、そういったリスク管理については、きちんと契約などするように指導したいと思っている。

○川上議員

ということは、現在の計画では、リスク管理や責任の分担というのは明確になってないという理解で良いか。

○産業経済部長

その辺のリスク管理の分担については、明確にしたいと考えている。

○川上議員

これまで3度、基本協定が延長されている。このことは計画の完成度が非常に低く、加えて、先般は参加予定事業者の説明不足という事態が発生している。

このような形で15年間の長期契約を締結することは、市にとって過大なリスクであろうと思う。これについて見解を伺う。

○産業経済部長

議員の言われるとおり、これまで3回の基本協定を延長して、また4月以降延長させていただく。産業建設委員会ではいろいろな意見、当然、反対の意見もあれば賛成の意見もある。

そういった中で、言われた意見をどのように優先交渉権者として取り入れていけるかについては、それぞれの会社の収支の状況などを総合的に判断して、できるものとできないものを判断されている。

正当な手続を経てプロポーザルを行った優先交渉権者であるから、その会社が出された計画をもって、次の5月に新たな事業計画書を説明させていただきたいと思うが、それをもって議員の皆の意見を伺いながら、6月定例会議に向けて、議案提出準備をしたいと考えている。

○川上議員

正当なプロポーザルでの契約であるという話があったが、市としては、大きく意見を付して、事業者がどのように考えるかということをもとに聞いて、そのプロポーザルを受けた。

協定があるということは、その間にお互いに意見をすり合わせて、市の意見も反映できる部分がたくさんあるはずである。そのように協議をしているはずである。

それであれば、できる部分とできない部分があると言われたが、市として要求すべきものは要求するのが当たり前だと思うが、いかがか。

○産業経済部長

プロポーザルの結果から、審査委員より具体的なテナント運営の見込みとか、ターゲットの明確化、それから直売所の地元産品取扱いの詳細な付帯意見があった。

また、市としても、地域貢献の取組、地域雇用の創出の計画など具体化を求めたところである。

そうした具体的な内容を整備事業に盛り込んでいただくために、優先交渉権者と今まで、協議を進めてきたということである。

○川上議員

ということは現在もまだ交渉中であって、この交渉についてはまとまってないということの良いか。

○産業経済部長

先般、産業建設委員会でお示しをした計画で、ゆうひパーク浜田株式会社に1年延長とともに、15年間の無償貸付けの議案を3月定例会議に提出させていただこうと思ったが、先ほど説明したように、1階のフードコート部分について、ゆうひパーク浜田株式会社から辞退したいという申出があり、重大な計画の変更があるということがあったので、3月定例会議に議案を出さなかった。

しかしながら、そういった1階のフードコート部分を新たにどうするのか、また、今まで2階のリーシングも、優先交渉権者は、決まってからでないリーシング活動を受けられないということであったので、そうではなく、今から具体的に企業へ動いてくれと言っており、また直売所の部分は計画では、JAと連携して取り組むと書いてあるが、具体的にまだJAとも全然話をしてないということを確認したので、そういったことも次の計画の中で、リーシングの部分について動けることがあれば、書いてくれと言っている。

それと、JAともきちんと協議して、直売所の部分についても明確な計画を出してくれということをお願いをしているので、この5月に提出する計画については、ある程度出てくると考えている。

○川上議員

今の答弁で、これまで、計画は出したが、中での打合せなどは十分されてなかったという状況が見えてきた。

この事業者が提出された計画には、観光情報発信、地域文化の活用、防災拠点としての機能が若干分かれているが、十分に示されていないと言える。

さらに、コンビニエンスストアの前面配置による景観、回遊性の低下も懸念される。実情は、先般も市民意見が出されていたが、どうもこれが生かされていないと考える。

加えて、公共施設としての基本要件を十分満たしているかどうかについての見解を伺う。

○産業経済部長

公共施設としてのゆうひパーク浜田であるが、これについてはゆうひパーク浜田の三つの機能、休憩機能、情報発信機能、地域振興機能に基づいて、この計画についてはこの理念に基づいて計画されていると思っている。

○川上議員

市の財産を無償貸付けとしながら、市への納付金は年間100万が限界という答弁があった。公共財産の活用として妥当性を欠いているように考える。

市民利益の確保という観点から、再検討が必要と考えるが、見解を伺う。

○産業経済部長

この無償貸付けによって還元金が示されているが、これについては、昨年度の産業建設委員会でこの資金還元を必須とするということで、募集要項に組み入れている。

こういった無償貸付けで、15年間の自由な発想を持って、その事業者に運営を任せるという中で、市が一切その補修や修繕などをせずに、そういった事業自体で賄ってもらい、そういった15年の中で考えると、そういう費用を含めたときに、示した資金還元金であると提案になっていると思っている。

○議長

川上議員、10回近くの質疑になっている。産業建設委員会委員なので、委員会を開催すれば質疑が可能である。多くの議員の発言の機会を奪うことになるので、適正にお願いします。

○川上議員

事業者のKPIは示されたが、行政側のKPIが示されていない。何をもって成功するのかが示されないまま15年契約を結ぶことは、行政計画としては成立しないものと言えるが、これについての見解をお願いします。

○産業経済部長

行政側のKPIというのは具体的にどういったことか。

○川上議員

事業をするに当たっては、何が達成できたか、何のためにするのか、そのためにはどこまでやるのか、どこまでやれば成功なのかというのを示さない事業があるはずはない。分からない事業をするのであれば、止めた方が良いと思う。

○産業経済部長

そのKPIについて、事業者を立ててもらいようをお願いをしているが、今後、毎年、実績報告を出してもらいながら、その事業者に対して、そのKPIが達成しているかどうかということは、毎年確認していきたいと思っている。

○川上議員

事業者のKPIは分かった。行政側のKPIはないのか。それがないと、15年間やらせるという、方向性が見えてこない。何をもって成功とするのか、行政として決めていないのか。

○産業経済部長

今のところ行政としてのKPIは定めていないが、この道の駅ゆうひパーク浜田については、市内外、それから観光客にとって、にぎわいのある施設になることは、市としても願っている。

○川上議員

あと2点である。問題になるのは、今後発生する空調設備と浄化槽の大規模改修と

いう不確定要素があることである。

20年以上経った空調設備をいつ直すのか、その費用は誰が持つのか。浄化槽が今後改修になる。費用的には国土交通省と浜田市が負担するという事になっているが、その間の事業の休止や存続の負担は誰がするのか。

これについて一切明確になっていないが、まだ決まっていないことがたくさんあるということだと思う。この点についてはいかがか。

○産業経済部長

まず、空調の1億円については、収支計画の中の修繕計画においては、年300万円ということで計上されていると伺っている。

空調については、まだ、今の優先交渉権者が管理をされていない。具体的にまだ使用もされていないので、その辺の具体的にいつその修繕が必要だとか、いくらかかるかという見込みについては全く立っていないので、現在の収支計画には載せていない。浄化槽については、今国土交通省と協議をしている。具体的にいつ、いくらかかるかというのはまだ示されていないので、今後、国土交通省と協議していくことになると思う。

○川上議員

決まってないことがたくさんあるということがよく分かった。エアコンについては、事業者の報告の中に入っていたと聞いている。

この事業は、賃料を無料で貸しながら、事業者は賃料をとり、その賃料で運営する。これは明らかである。

今般、事業者が辞退し、参加できないとなった時点で経営が破綻する可能性があり、慌てているはずである。

自主的に無料で貸して、賃料取って運営しなさいということは、本当に市民のためになるのか。見解をお願いします。

○産業経済部長

この優先交渉権者に関しては、市民のため、あるいは観光客も含めて、そういったゆうひパーク浜田にいる人たちのために、いろいろな計画を立てて準備をされている。

そういった中で、無償で貸し出して家賃を取ることであるが、家賃収入の中で、今後、15年間のいろいろな管理をしていくこともあり、そういった費用に充てられると思っている。

○川上議員

このようにたくさんの質問をしたのは、分からない人たちがいたので、理解を深めるためにやったものであり、私どもは産業建設委員会に所属しているので、ある程度理解しているが、それでも分からない部分がたくさんあった。

まだまだこれから進めていかなければならないことはたくさんある。でありながら、5月に産業建設委員会を開いたところで、方向性を出して、6月定例会議に議案を提案するとのことである。非常に、拙速に過ぎると言わざるを得ない。

やはりここで一度、しっかりと立ち止まって、再考されたい。まだ時間がたくさん残っているので、もう一度考えていただく必要があると思う。

○小川議員

テナント出店を辞退されたということで、今止まっている状況があるが、その理由とその背景、経緯について、市はどのように聞いているのか聞きたい。

○産業経済部長

ゆうひパーク浜田が今回のテナントの出店を辞退した主な理由であるが、今まではゆうひパーク浜田全体を管理していたが、今後、フードコート的一部分、モスバーガーと麺どころの部分、この一部だけをやっていく中で、そういった部分だけでは安定的な運営をしていくことが困難であると判断されたため、今回辞退をしたと伺っている。

○小川議員

それで示された事業計画書案の中を見ても、一番問題の地域貢献の部分、地元雇用だとかいったところの中で、特にこのゆうひパーク浜田との関係では、協議を進めているというようなことがずっと書かれていた。

だが、それがうまくかみ合わずに、結果的には今いるテナントがやらないということで判断されたことは、あたかも協議が進んで、ゆうひパーク浜田との連携がうまくいくということを前提に進めてきたが、それが全然進んでないということが明らかになったということである。

それを今の中で言うと、これから話をして何か調整して詰めていくというようなことがあったが、どこをどのように今から進めていこうとされているのか聞きたい。

○産業経済部長

1 階のフードコート部分については今回ゆうひパーク浜田が辞退されたということで、まずそのモスバーガーについては残してほしいという声もあると聞いているので、まずはそこに当たってみるということである。その横の麺どころの部分については、全く白紙で、ほかの企業をリーシング事業としてその部分については検討していくと伺っている。

○小川議員

ということはこの契約書に書かれていた、既存の事業者あるいは地元雇用ということを中心にしながら、地域貢献の役割を果たしたいということからすると、少しニュアンスが変わってくることになる。

○産業経済部長

地元雇用については、今回ゆうひパーク浜田は、辞退されるということを行ったが、今後、もしその優先交渉権者が新たに事業者としてなった場合には、今までのゆうひパーク浜田の社員に対しても希望があれば、引き続き雇用していくということであるし、2 階のレストラン部分についても、地元の企業を使っていくといった交渉があるので、そういった面で地元雇用はされると思っている。

○小川議員

あとは産業建設委員会の部分だと思うので、委員会の中で質疑する。

○佐々木議員

私は産業建設委員会を外れたので、意見することがなかなかできなかったが、私が一番心配するのは、今回の新たな国の制度、財産貸付制度で、市の施設を貸し付けすることによって、修繕費など市の費用がかからないというところが一番大きな利点であると思う。

それで、今回の手を上げた業者が、いろいろあって、この流れが少し止まってしまふ、言わば破綻してしまうというのが一番心配なところである。

そうすると、再募集を行っても応募がないとなれば、次は指定管理者制度への移行という手法になってくると思われる。そうなれば、今後17年あるいは20年になるかは定かではないが、当然に市の負担として修繕費等が発生してくる。今回の修繕費だけでも1億円程度を要するとのことであり、現在の制度が破綻してしまえば、今後、市に非常に大きな負担が押し掛かってくるものと考える。

いろいろ心配はあるが、ぜひとも流れを進めてもらいたい。市の思いも多分そうだと思うが、見解をお願いします。

○産業経済部長

市の見解としては、冒頭説明したように、今回ゆうひパーク浜田が辞退をしたところ1階のフードコート部分について、優先交渉権者に新たな計画の見直しを進めていただきたいということで進めている。

それに起因して収支計画も新たに入れ込むということになっているので、撤退するということは全く考えておらず、その計画を先ほど示したように、5月の産業建設委員会にお示しをした後、6月定例会議で議案を提出したいと考えている。

○森谷議員

川上議員の9個の質問がすごく効果的で、私が質問を考え付くことができた。

SWOT分析などがあった計画書を見せてもらったが、4か所で違うことが書いてなければいけないのに、同じことが書いてあって何だこれはと言った記憶がある。

それで今、第一ビルサービスが大家となるが、所有者は浜田市で、浜田市から無料で借りて、そしてテナントから賃料をもらって経営するということである。

計画書というのは、自分がやるからこそ計画書が出てくるのではないかと思うが、テナントなどから賃料をもらうとこのテナントがやりたいという考えが当然出てくる。

第一ビルサービスが、テナント募集とかその全体の経営計画に対して、どういう位置付けなのか、それからテナントたちはどういう位置付けなのか、それが分からなくなってきた。

普通は、ビルを自分で建ててテナントを探すのが、建ててあるビルを無料で借りて、それで収益を取るのには、誰でもできる。

そのノウハウというのはどこで提供するのか、大きな図を説明してもらいたい。

ノウハウがあるんだったら、自分でテナント募集すれば良いだけで、ここで騒ぐ必要はないと思った。ゆうひパーク浜田株式会社がやらないと言ったら慌てているわ

けだから、彼が持っていたノウハウは何だったのかと思う。説明をお願いします。

○産業経済部長

このたびの公設民営化に向けた市の方針については、以前も全員協議会などで説明して理解をいただいているが、浜田市が買い取ったものである。

そういったことで、普通の指定管理者制度ではなくて、そういう財産の貸付制度により、民間の自由な発想をもとに、道の駅を運営していただくということで今回プロポーザルをしたところである。

そういった中で、無償貸付けで15年間の計画を立てていただいて、そういった自由な発想の下に運営をしていただくという方針の下にやっているのだから、そういった観点から、リーシングにおいて、家賃を得て、その得た収入については管理など、今回、市は一切修繕などをしないので、そういったものに充てていただくという方針で計画を進めている。

○森谷議員

市が修繕しないのであれば、川上議員が誰が直すのかと聞いたとき、当然第一ビルサービスであると言えば良いではないか。何で言えなかったのか分からないのの一つ。

それから自由な発想でどうのこうのと言われるが、第一ビルサービスが自由な発想なのか。それともゆうひパーク浜田が自由な発想なのか、どちらの自由な発想に期待するのか。

○産業経済部長

まず自由な発想であるが、これについては、今の優先交渉権者の自由な発想をもとに、15年の計画を立てていただく。

それと、空調については、想定で1億円かかる見込みということが今優先交渉権者が掲げているが、これについては市が払うわけではない。もしそういった改修をするのであれば、今の優先交渉権者が事業者になれば、そこで改修をしてもらうということになる。

○森谷議員

そこで、疑問が出てくるが、自由な発想が第一ビルサービスだったら、自由な発想のときにゆうひパーク浜田の考え方が同じとか違うとかというのはどのように擦り合わせるつもりなのか。これからも同じ問題が出てくると思う。

○産業経済部長

まずこの件については、プロポーザルを実施した。プロポーザル審査会で、それぞれ事業者が提案をされ、自由な発想でそういう提案してもらった中で今の優先交渉権者に決定をした。

○森谷議員

それは分かっている。ゆうひパーク浜田株式会社も自由な発想で、第一ビルサービスも自由な発想で手を挙げて、第一ビルサービスが勝ったわけである。

ゆうひパーク浜田株式会社も手を挙げていた。ゆうひパーク浜田株式会社の企画

を考えた人の名前も知っているが、言わない。

第一ビルサービスが自由な発想でやるということと、ゆうひパーク浜田株式会社がやることの自由な発想が違ふとストップするのか、それとも、別な理由でストップしているのか。

結局、ゆうひパーク浜田株式会社が撤退するって言ったわけである。ゆうひパーク浜田株式会社も自由な発想で手を挙げていた。第一ビルサービスも手を挙げていた。

それでお互いに自由な発想で手を挙げて、テナントで入っているから、関係ないわけではないが、自由な発想の第一ビルサービスの考え方と、自分自身の自由な発想などが違っているということか。

○副市長

今回は、先ほどあったように、優先交渉権者は第一ビルサービスを中心としたグループで、全体の計画を書いていた。

その中に、1階のフードコート部分だけを地元の事業所を使ってやっても良いのではないかとということで第一ビルサービスの提案がある。

その中のフードコート部分を、今のゆうひパーク浜田株式会社、手を挙げられたが次点になられたので、自分のところは1階部分だけモスバーガーとか麵処だけでも、一緒に入って運営をするということ当初考えておられたが、それは第一ビルサービスのあくまでも、一つの店舗の中の店子として入るということで話が進んでいたが、結局はゆうひパーク浜田株式会社は辞退されたというのが今の状況である。

だから、提案をゆうひパーク浜田株式会社が新たにされたことではなく、第一ビルサービスの提案の中の一部のテナントとして、1階のフードコートに入るということを進めていた。

○森谷議員

私は、指定管理などで随分煮え湯を飲まされている。雇用促進住宅で、再配置計画、面積がものすごく減って浜田市は恩を感じている。

私の情報では、「ゆうひパーク浜田株式会社にやってくれ」と久保田章市がお願いしたという情報が内部情報で入っている。

再配置計画で2億も払って、面積を減らしてくれた恩があるから、ゆうひパーク浜田株式会社の件を家賃無料で使わせるようにしたというような情報も入っている。

そこで、本当はゆうひパーク浜田株式会社のプランの方が優れていたのに、プロポーザルということで、市の職員がやるわけだから忖度で何とでもなるのでひっくり返ったのではないかと思う。

だから私が見たいのは、ゆうひパーク浜田株式会社など、もう1つのプロポーザルに手を挙げた方のプランである。

それを、社長や企画した人に頼んで、オープンにしてもらうようにしてもらい、私たちの共有の財産にしたい。

○議長

森谷議員、元市長を呼び捨てにしないように。敬意を表してほしい。

○森谷議員

私は敬意を表していない。

○議長

議会の品位のことであるので、よろしく願います。

○森谷議員

品位がない人が私を当選させたので、私に品位を求めたって無理である。これで終わる。

○副議長

先ほど理由としてはゆうひパーク浜田株式会社が撤退されるということで今回議案を出さなかったと言われたが、川上議員の質疑で、JAとも協議ができてなかったと話があった。

そうすると、ゆうひパーク浜田株式会社だけではなくて、ここに書いてある産直市もできてなかったわけである。そうすると、私はその計画を見せられたときに、リーシングできてないと言ったが、どこまでこれを信用して良いかという問題も出てくると思う。

ゆうひパーク浜田株式会社だけでなく、ローソンともきちんと話ができているだろうかとか、話をしているところは、全部もう1回見直したい。全部この計画が絵に描いた餅を議員に見せて、きちんと話もできてない中で、市が信用して我々に提案したと思われても仕方がないと思う。

前回の委員会で、私が責任の所在を聞いたが、市に責任があると言っていた。この調整ができてなかったのは、市がきちんと確認しなかったからである。ゆうひパーク浜田株式会社のせいでもJAのせいでもない。市が最終的に確認しなかったからである。それは第一ビルサービスや浜田まちおこし共同企業体に確認してなかったのが悪いと私は思った。

ゆうひパーク浜田株式会社が悪いわけでもない。JAも悪くない。協議がきちんと進んでなくてそれを見せた市が悪いと思う。

だから、委員会でも反対されたし、今回こういう問題が出てきていろいろな問題が出てきたと思う。

委員会としての反対の判断はそこが目的ではなかったが、良かったのではないかと考えている。

だから、しっかりそういったところも踏まえた上で、委員会とか議会に示していただかないと、この資料が嘘か本当かどうかも分からない状況で今議論しているような感じがする。

資料にゆうひパーク浜田株式会社の責任だとか、そういうことが書いてある自体が問題で、確認してなかったのは市である。

それも確認せずに我々に見せたわけだから。そこも市の問題だと思う。

○議長

産業経済部は、もう少しきちんとした資料で説明をしていただかないと、毎回こ

の調子である。きちんとした資料で報告してほしい。

○産業経済部長

副議長が言うように、まずその1階のフードコート部分については、今のゆうひパーク浜田株式会社と浜田まちおこし共同企業体で、市も間に入って、モスバーガーと麵どころの部分についてはゆうひパーク浜田株式会社がやりたいということを確認をした上で、当然この計画に載せたものであり、それについて最終的に辞退をされたということに関しては、口約束だけでそういった覚書なども結んでないということに関しては、詰めが甘かったという点について、市の責任はあると思っている。

いろいろ指摘をいただいたローソンの部分については、間違いなく話をされている。ただ、浜田まちおこし共同企業体としては、自分のところがきちんと運営事業者に決定するまではなかなか動きづらいといったことも言われていた。

そういったことで、今回また新たに1階部分の事業計画を見直すときに、先ほど申し上げたが、2階のリーシングについても、もう動いてくれと、その辺で直売所についてもJAと具体的に話を進めてくれということで協議をしているので、今後ある程度、協議をした上で、もう1回計画案が出てくると思っている。

○西田一平議員

嘘か本当かということではなくて、やはり第一交渉権、優先交渉権だったので、なかなか詳細も詰めにくかったという話を聞いているので、先日私が、JAと一緒につないだので、そこは責任持って進めていくというところになるので、また、次のときにお話をさせていただきたい。

○議長

その他ないか。

(「なし」という声あり)

では、次に移るが、ここで暫時休憩する。

[15 時 20 分 休憩]

[15 時 30 分 再開]

(4) 学校給食費の改定について

○議長

資料1-(4)を参照されたい。説明をお願いする。

○教育部長

学校給食費については、前回の改定を令和5年4月に実施している。昨今の急激な物価上昇によって、現在の給食費では、質量とも十分な給食の提供が難しくなってきたこと、それから、前回の給食費改定の際に、おおむね3年ごとに給食費を見直すよう答申にあったことから、令和8年度からの給食費改定に向けて、令和7年度に、学校給食審議会委員に、給食費の改定について審議をいただいた。

先月2月2日に、審議会より最終的な審議結果である答申をいただいた。資料の3

ページ、4 ページのところに提出いただいた答申の写しを付けているので参照されたい。

答申の写しのうち、1 番、給食費の改定にあるように、大きく 3 点、改定内容が示された。

1 点目、給食費を引き上げること。それから 2 点目、市内各地域で異なっている給食費を統一すること。3 点目、ほかの食材に比べ、米の価格高騰が顕著なため、引上げ額を算定するに当たっては、主食（米）と副食を分けて積算し、小学校 391 円、中学校 468 円を上限とすること、この 3 点が示された。

また答申の写しの裏面にあるように、物価高騰がどこまで続くか先行きが不透明であるということのために今回改定した給食費は単年度限りのものとし、令和 9 年度以降の給食費を改めて令和 8 年度中に検討することという附帯意見をいただいた。

この答申を受け、教育委員会で検討した結果、令和 8 年 4 月 1 日から、小学校全地域 391 円、中学校全地域 468 円に統一し、給食費を改定することとした。

参考として、各地域別、小学校・中学校別に、現在の給食費と改定後の給食費を、1 食当たりと 1 月当たりで、それぞれ比較した表を載せてある。

また裏面 2 ページ目のところに、このたびの 3 月定例会議で認めていただいた給食費に対する補助制度について示してある。

(1)の小学校について、これは国の学校給食費負担軽減交付金を活用して児童 1 人当たり、月額 5,200 円、11 か月分、年間 57,200 円を補助するというもの。(2)の中学校については、国の補助制度がないので、市が単独に値上げ額の 2 分の 1 を激変緩和措置として補助するということである。

○議長

ただいまの報告について、質疑はないか。

○川上議員

給食調理員については、改定後の給食費を徴収することになると、1 食当たり 71 円から 83 円、108 円が 127 円ということは、1 食当たりの差額を払えば給食が食べられるということか。

○教育部長

なお書きのところであるが、改定後の給食費について、教職員、つまり児童生徒ではない人については、小学校 71 円から 83 円、中学校 108 円が 127 円の引上げがあるということで、これは 1 ページ目のところで、引上げ額の金額が載っており、実質 1 食当たり払われるのは小学校では 391 円、中学校では 468 円である。

○副議長

実質負担額を聞きたいが、この表でいうと、国の補助があれば、11 か月分と計算したら小学生は月額 1,900 円で、中学生は月額 7,500 円ぐらいになるという計算で良いか。

○教育部長

小学校では年間に 21,000 円ですので、それを 11 で割った数字である。

中学校は 82,800 円を 11 で割るので、7,500 円で、さっき言われたとおりの数字になる。

○議長

私も 1 点聞く。県内 8 市の中で、半数以上の市が小学校は無料化をしている。その現状について、教育委員会はどのようにお考えなのか。

中学校の援助が市の単独事業を使ってでもしなければならぬぐらいの状況ではないか。人口減少に対して、少し緩いような気がするが、その辺はどのように考えているか。

○教育部長

県内の小学校であるが、保護者負担がある市は、松江市と浜田市、それから江津市というようなところである。

もともとの給食費の額がどうだったかというところによって、月額 5,200 円を引いたときにどれだけの負担が出るかというところがあるかと思う。

浜田市の場合、米でも浜田市内の米を使うとか、野菜とかにしてもできる限り浜田市内のものを使うということで、給食費のベースのところが高くなっている。その部分については審議会などのところで、やはり地産地消など、給食というのは児童生徒に対して、重要なものであるから、質のところを落とさないでほしいというような今までの経緯で、そういう金額になってきている。

月額 5,200 円の補助で、先ほど申し上げた負担のところが出てくるが、小学校では年間 21,000 円ということになる。

やはり全体的な施策を、どこまで導入するかというところの部分の調整について、現在は浜田市ではこの金額のところを決定をしているところである。中学校についても、月額 5,200 円というような小学校のようないところがないので、前回の改定するときにも行ったような、引上げ分の 2 分の 1 の部分の補助を設定をしたというところで、単独での実施ある。

中学校にさらに補助ができないかというところであるが、中学校全体を無償化すると年間約 1 億 1,000 万円かかる。

一度無償化した場合、それがずっと継続するわけであるので、その経費のところをずっと継続して賄っていけるのかということも考えて、現在のところ、この浜田市の今回予算提案した部分の認めていただいた案をお願いをしたというところである。

○議長

十分検討されたい。

(5) 第 84 回国民スポーツ大会競技会場の整備について

○議長

資料 1-(5)を参照されたい。説明をお願いする。

○教育部長

令和12年に開催予定の第84回国スポの競技会場について、大会後の利活用を見据えつつ、競技施設の基準を満たして、なおかつ安全安心な大会を行えるように、令和9年度から10年度にかけ、2か年にわたって施設整備を行っていく。

施設整備に係る総事業費であるが、現在のところ概算で13億円程度を見込んでいる。なお令和8年度に実施設計を行う予定であるので、それに伴って、事業費は変動してくることになる。

主要な競技会場施設については改修するものであるが、サッカーで3施設、軟式野球について2施設の合計5施設ということになる。

各施設の整備内容について説明をする。サッカーのところであるが、まず、(1)の浜田市陸上競技場は競技エリアの整備としては、フィールドの天然芝、これの張替え、それからフィールドの縁石などの改修を行う。

続いてスタンドの改修は、劣化老朽化が進んでいるので、観客の安全確保のため、ベンチの更新、スタンドの屋根の補修工事を行う。

4点目、車椅子の動線確保のためにスロープの改修を行いたいと考えている。

それから5点目は室内トイレの改修である。スタンド1階のトイレを洋式化に改修をする、ユニバーサルデザイン化をするというようなところで、概算の事業費が4億1,600万円を見込んでいる。

(2)の三隅中央公園の陸上競技場である。まず競技エリアの整備としましてはフィールドの天然芝と縁石などの改修、それから室内トイレを洋式化するというものである。以上で1億2,900万円程度かかると考えている。

(3)サン・ビレッジ浜田のスポーツ広場である。まず競技エリアの整備として人工芝の張替えを行い、それからフィールドの外側のフェンスの更新、それから点字ブロックの改修で、フィールドの東側にある屋外トイレについても移転をして新設をする予定である。以上で概算事業費は3億1,800万円程度ということになる。

2ページ裏面のところである。軟式野球に関する部分である。

(1)の浜田市野球場、こちらは競技場の競技エリアの整備として、内野外野のグラウンドの整備、それからバックネットの改修、あとコンクリート、金属製の側溝など、選手の安全確保のために、ラバーを敷設するというものである。

それからシャワー室の改修、車椅子の動線確保のためのスロープの改修、スタンドの劣化部分の改修を行う。

トイレは、現在3か所に分散をしているが、これをスタンド下の1か所に集約をして、ユニバーサルデザインに対応したトイレを設置をする。概算事業費は1億3,400万円程度を見込んでいる。

(2)三隅中央公園の市民野球場である。これについては競技エリアの整備としては、内外野のグラウンドの整備、バックネットや外野フェンス、ファールポールの改修を行い、危険な所にラバーの敷設を行う。

それからスタンドの改修、野外トイレの改修を行い、概算事業費1億6,800万円程度と見込んでいる。

3であるが、競技会場の実施設計の5施設で概算事業費1億3,500万円程度であり、こちら8年度の当初予算のところで計上している。

施設の整備に当たっては、国庫補助金である社会資本整備総合交付金の都市公園事業、地方債の過疎対策事業債、県の補助金である、国スポ市町村競技施設整備費補助金などを活用して、極力市の財政負担の低減を図っていきたいと考えている。

○議長

ただ今の報告について質疑はないか。

○川上議員

1点だけである。浜田市陸上競技場の整備について伺う。競技施設設置基準を満たしつつ、大会後の利活用のため、フィールドの天然芝張替え、縁石などの改修を行うとあるが、競技施設基準を満たしつつというように、これだけ「つつ」となっているのはなぜか。

○教育部長

これは競技施設基準を満たした上で、なおかつ、その後の利活用、大会が終わった後のサッカーなどに利用する場合に利用がしやすいように、安全にできるようにということで、そういう表現をしてある。

○川上議員

三隅中央公園やサン・ビレッジは「満たすため」となっているが、浜田市陸上競技場だけ「満たしつつ」ということは何かを含んでいると思うが、この点について説明されたい。

○教育部長

そんなに大きくは含んでいないが、どこが中核施設になるかというところを、踏まえて、浜田市陸上競技場のところが中核施設というようなことを含めて、そのような表現にしてある。

○川上議員

これだけ見ると、競技施設基準を満たしつつと書いてあると、大会後の利活用などと、ここは陸上競技場であるので、陸上競技場に関しても、フィールドのアンツーカーなどのところに関しても、整備するのではないかと思うが、その点についてはどうか。

○教育長

陸上の走路部分については、今回は、例えば全天候型に変えるとかというようなことは行わない。あくまで国民スポーツ大会の会場整備を中心にやっていく。

○川上議員

それであれば、なぜここだけ大会後の利活用のためということが入ってくるのか。

○教育長

芝のフィールドの部分で、今までいろいろなサッカー団体などから、要望をいただいている。今回、天然芝を張り替えるというようなところで、かなり使用感が変わってくると思うし、縁石などの改修も行い、安全性も担保・確保ができるような形を

考えている。

○川上議員

であるなら、三隅中央公園陸上競技場も同じことだと思うが、なぜそこには書いてないのか。

○教育長

この陸上競技場でサッカーをする場合に、フィールドの周りに緩衝帯とか何メートルか空けなければいけないというルールがある。

それが今の陸上競技場では、走路の部分に少しかかるとか、跳躍をしてるところに少しかかって、それを整備しなければいけないということがあるので、それを完全に固定でやってしまうと、後の競技に影響出てくるということから、そこを柔軟にするとか、そういう配慮をしながら、この陸上競技場についてはサッカーの競技が十分できて、陸上競技にも影響がないように整備をするということで、三隅中央公園陸上競技場などと違って、少しそういう事情があるということで確認している。

○川上議員

今の説明であると、フィールドでサッカーをするために、走路も若干構う必要があるというように捉えたが、どうなのか。

○教育部長

走路の部分ではなくて、走路の内側の部分で、長さが足りないといった問題があるので、そのような部分などの改修は含む。

○川上議員

ということは、今大会が終わった後は、走路については何も必要がないということが良いか。

○教育部長

走路については、陸上競技場として4種の公認検定を受けるため、そういう部分は当然、必要に応じてやっていくということになってくる。

今回のところは考えていないが、後々のところは、定期的に4種の検定があるのでその対応はするが、今回は走路は触らない。

○森谷議員

サッカーの(3)サン・ビレッジ浜田スポーツ広場とあるが、せっかくスケート場を廃止して用途変更するのに、国スポのサッカー場に利用するようところが読めない。もったいないではないか。

屋内施設で人工芝を張ったりするという案を聞いているが、なぜここに書いてないのか。

○教育部長

今回のところは国民スポーツ大会の競技会場の整備というところで補助が当たったり国の補助や県の補助の対象になるところの改修について説明をしている。

アイススケート場の部分は、今計画を作っているが、その部分については、国スポの整備とは切離して考えている。

○森谷議員

国スポに対して、国は県に予算を500億付けているが、市の自己負担でやってるのか補助が入ってるのか少し分からないが、4億円とか1億円、3億円、これらは全部市の自己負担か。

○教育部長

先ほど申し上げたが、国でいうと社会資本整備総合交付金、都市公園の部分や県の補助金を活用し、なおかつ過疎債を活用することで、翌年度以降の償還に合わせた交付税措置などを活用しているところである。

○森谷議員

50億円ぐらいが浜田市に振り分けられるようなボリュームであるが、県には確認しているのか。どのぐらい予算が下りていて、出雲市や松江市にどのぐらい使われ、浜田市にはどれぐらいなのか。浜田市が割を食っている可能性もあるので、その辺りを押さえて、こちらから補助金をしっかりと把握していかなければならないと思うが、ボリュームが少な過ぎるのではないか。

○教育部長

施設整備の内容等については、県とも十分に協議をしており、このような整備内容の決定を想定しているところである。したがって、補助の部分についても、国の補助を取る、県の補助を取るということは、事業内容に従って事業費が決まるというのが正確なところになると思う。そのように県と十分に調整をした上で、現時点で分かる範囲のある程度の精度を持った金額が今回の概算事業費となっている。

○森谷議員

補助金の可能性があるのなら、スケート場の用途変更による人工芝の整備についても、補助金を使えるかどうか一緒にやってみてはどうかと思う。

○教育部長

サッカーの会場ではないため、そこは補助金の対象にはならない。

○森谷議員

サッカーの会場の定義とは、どのような意味か。

○教育部長

県の補助金における定義としては、ピッチやスタンドなど、そのような設備を指している。

○森谷議員

分かった。ということは、国民スポーツ大会に間に合わせて、スケート場の用途変更を急ぐ必要はないということで良いか。教育長はほかと同様に大急ぎで進めるようにされていたが、私としては急いでほしいと考えている。スケート場は廃止してほしいと思っている。教育長の方針を踏襲して、もっと背中を押してほしいぐらいである。

○教育部長

国民スポーツ大会の整備とスケート場の件については、基本的には切り離して考

えている。

○副議長

軟式野球について伺う。浜田市野球場もそうだが、三隅中央公園野球場もかなり老朽化が進んでいる。本当にこの金額で大丈夫なのかという危惧がある。浜田市野球場の方が整備項目が多いにもかかわらず、事業費の金額が少ないようであるが、この点について説明をお願いしたい。

○教育部長

三隅中央公園野球場については、外野フェンスの更新を含んでおり、この経費がかなり高くなる。そのため、項目数にかかわらず、金額としては三隅中央公園野球場の方が高くなっているのが要因である。

○副議長

大変言い難いことではあるが、高校野球の監督から話を伺うと、浜田市野球場での大会になると外野の守備位置が変わると言われている。なぜかというところ、ここでイレギュラーバウンドするため、そうした指導をしているとのことである。できれば浜田市野球場では試合をしたくないと言われ、非常に恥ずかしい思いをした。ぜひそのようなことがないように、浜田で試合をして良かったと思えるような整備をしっかりとしていただきたい。

また、この整備が令和9年から10年にかけて行われる浜田市陸上競技場も、サン・ビレッジ浜田の球場も同様であると思うが、その間の市民の施設利用についてはどのようにお考えか。

例えば、大田市や益田市などと連携して、他市の施設を使えるようにするかどうか、その辺りについて伺いたい。

○教育部長

他市においても改修の予定があると思われるため、その点については市民の要望等をお聞きしながら、どのように対応するか調整を図っていきたいと考えている。

現在、改修のスケジュールの細かなところは決まっておらず、来年度に設計を行う予定である。それに伴い、予定事業費や工法が若干変わる可能性もあるため、そういった点も念頭に置きながら調整を図っていきたいと考えている。

○議長

そのほか質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(6) サン・ビレッジ浜田アイススケート場に係る住民訴訟について

○議長

資料1-(6)を参照されたい。説明をお願いする。

○教育部長

事件名は、本年度予算執行禁止等請求事件である。

概要は、令和5年度に市が三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に委託

をしたサン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する調査検討業務に関する訴訟である。

請求の趣旨である。1 つ目、被告、これは現市長のことであるが、当時の市長に対し、金 2,876 円及びこれに対する令和 6 年 1 月 10 日から支払い済みまで年 3 分の割合による金を請求をせよというものである。これは報告書の納期に関連した請求であると認識をしている。

2 点目、(2)である。被告は浜田市が株式会社エブリプランとの間で、締結したサン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能転用に関する基本計画策定業務委託に係る業務委託契約に関し、一切の公金の支出をしてはならないというものである。

これは令和 5 年度の調査報告を根拠とした業務に関し、公金の支出をしてはならないという請求であると認識している。

4 のところは提訴された年月日であるが、訴状が提出されたのが令和 7 年 9 月 4 日付け、市に届いたのは、同年 9 月 24 日となる。

この後に原告から訴状の訂正の申立てがあり、申立書が提出されたのが令和 7 年 11 月 17 日付けで、市に届いたのが同年 11 月 27 日である。

5 の対応の状況である。浜田市の顧問弁護士に委任をしている。

6 の弁護士費用の着手金である。454,300 円の全額を予備費から充当している。

○議長

ただいまの報告について質疑はあるか。

○森谷議員

これは係争中の案件なのにこんなに発表して良いのか。今までは係争中の案件だから、何も話さないということで、本当に関係ないことまで秘密にしていたが、考え方が変わったということか。

係争中の案件なので話してはいけないだろう。

○教育部長

住民訴訟について、こういうことがあったという形で報告をしている。この内容については弁護士と確認をして、訴状の内容などであるので、これ以上の細かい詳細については説明するのはなかなか難しいところであるが、ここに書いてある表現し、記載してあることについては、了解を得ており、このことは報告して良いということであるので、今回報告した。

○森谷議員

「訴状の内容というのとは何か」という質問に対して、「二つあるが言われたい」ということであったが、ここに書いてあるではないか。

以前は言われなくて、今は言われるのか。

○教育部長

詳細については答えられないということで、今ここに書いてある内容については、まず、弁護士に確認を取り、議会に報告することができるということであった。

○森谷議員

詳細も何もこれ以上のことはないではないか。それから、2,000円や3,000円ははした金である。この金額は変わったのではないか。500万円ぐらいではなかったか。

○教育部長

この金額で確認をしている。

○森谷議員

私は499万円全額になったという情報があるが、間違いではないか。

○教育部長

請求の趣旨のところの話をしており、裁判の中で、口頭弁論やどれかの書類の提出などの内容かと思うが、それについては、今まさに係争中の案件なので、今、この場で詳細を答えるということは控える。

○森谷議員

いや、係争中の案件の金額を書いてあるわけであろう。(1)は請求趣旨、2,800円というのは、その金額が変わったら同じことではないか。

この(4)の(2)に書いてある訴状訂正申立書、これは何が訂正されたのか。

○教育部長

訴状の記載の当事者の表記を変えたというようなところである。それを訂正するという事になっている。

請求の趣旨も若干変わっているが、2,876円というのは変わってないと思っている。

今回提出してある資料は、原告が訂正をされた訴状をベースに作っている。

○森谷議員

今日は3月17日であるが、これは何日時点での情報だと思えば良いのか。

○教育部長

先ほどの資料のところにあったが、訴状の訂正の申立てが令和7年11月17日に行われているので、この資料に基づいて、こちらの資料ができている。

○森谷議員

それ以後4か月ぐらい年月が経っているが、変更はないのか。11月27日以後、私は金額の変更があると思っている。

○教育部長

口頭弁論などを行われたところの書類のことだと思うが、その部分についてはそれぞれ、原告側の反論や被告の反論など、今いろいろやり取りをやってる係争中の部分に関わるため、そこについては言及をしないということにしている。

○議長

そのほか質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(7) 損害賠償請求訴訟の経過について

○議長

資料1-(7)を参照されたい。説明をお願いする。

○消防長

消防救急デジタル化整備における談合に係る裁判について報告する。資料を参照されたい。

1の経過、損害賠償請求について。令和2年7月13日に当市が提訴していた裁判は、(5)にあるとおり、令和6年10月29日に第1審判決があった。

次に(10)にあるとおり、令和7年9月10日の第2審判決を経て、令和7年9月19日に最高裁判所へ上告していたが、令和8年3月10日に最高裁判所が上告を棄却するとの決定調書を弁護士から、3月16日に受領したので報告する。

(14)の最高裁判所の調書決定内容については、「主文1、本件上告を棄却する」とある。これについては、民事事件において最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民事訴訟法312条第1項又は第2項の所定の場合に限られ、憲法違反や重大な手続に違反がないと判断された場合、こういった棄却という形になるそうである。

さらに2番、「本件を上告審として受理しない」ということである。受理申立を同時に行っているが、民事訴訟法318条第1項による法令の解釈に関する重要事項を含んでいないという審理結果になったという報告をいただいている。

これにより最高裁判所は控訴審の内容・判決を、適正と判断したということで、控訴審の内容である(10)にある金額が損害賠償金として浜田市に支払われることとなった。

3番については、「上告費用及び申立費用は、上告人、私ども浜田市の負担となる」ということである。

○議長

この報告に対して質疑はあるか。

○森谷議員

(1)の令和2年7月13日の7,600万円という金額と、(10)の結審の930万円という金額はあまりにも違うが、何が違ったのか。

○消防長

7,667万円というのは、当市の請求した計算方式による請求金額である。

納得できなかったところ、裁判の論点の中心であったが、裁判所は、被告側の計算方法を採用された。損害賠償自体はあったということで認定され、その部分では勝訴したが、計算方法はそのように判断された。高裁もそうであった。高裁もそのような判決があったので、金額に差が生じたということになる。

なお計算方法については、まず、落札金額が2億7,090万円という金額があって、想定落札価格という実際に存在しない数字を出すのに少し苦労して、そこで大きな2割ぐらい、被告側の提案と当市の主張に差異があり、2割というのが6,000万円か5,500万円ぐらいになると思う。

その差額が生じたために、これを最高裁まで係争を続けたが、その結果、この差が生じたということになる。

○森谷議員

7,600万円のうちの弁護士費用と、930万円のうちの弁護士費用はいくらか。

○消防長

もともと約6,900万円が請求額で、弁護士費用1割を含んで7,600万円となっている。

判決については弁護士費用とかいうのではなくて、計算のみで弁護士費用を考えた計算方法にはなっていない。

先ほど述べた計算方法での結論を裁判の判決としていただいている。

○森谷議員

一番最初は、弁護士費用700万円の予定だったが、最終的には弁護士費用はいくらになったのか。

○消防長

実費として言うと、令和2年の裁判開始から令和7年度までの支払いが687万円程度かかっている。

○森谷議員

損害賠償請求すると、普通はチャラぐらいになると思うが、実際にこういう談合が起こらない、存在しなかった場合に購入できた金額からすると、プラスマイナスどのようところで落ち着いたのか。マイナスだとは思いますが。

○消防長

実際にまだ正確な計算はしていないが、弁護士にまだ払っていない費用の部分が正直ある。それがまた数百万円かかると思う。

それを踏まえると、先ほど申した900万円がなくなるのではないかということで、残るのは、実際に遅延損害金で要求している数百万円である。

今ここで、正確な数字を言えないが、数百万円が実際に残るだけという形になると思う。

○森谷議員

弁護士は、訴訟を推奨するものと推奨しないものがあり、結局終わってみたら、儲かっていたのは弁護士だけだったというパターンが多いが、これはどうやらそのようである。

○消防長

あくまで消防が市長・副市長など当局と相談し、消防は納得できない旨を主張し、て裁判に挑んできた。その点をご理解いただきたい。

○副議長

落札価格が2億7,900万円で、損害賠償請求7,600万円されているが、結局市のトータルの損害はどれぐらいなるのか。

さっき言った森谷議員の金額なのか。これだけ訴訟を起こすということは、これだけ損してるから訴訟を起こしたと思うが、総額はどれぐらいの見込みか。

○消防長

今さらその額を言うのは厳しいところであるが、そもそも、落札価格2億7,090万

円が妥当ではなかったという判断を公正取引委員会がして、それに該当する期間に浜田消防が入っていた。

それで独占禁止法違反ということで、そちらの部分でも公正取引委員会と被告が係争を続けた。

その中で、当市はあくまで、国が示した予定落札価格と想定落札価格、この想定落札価格を当市は無線という物品を購入するという計算で行ったが、大きな違いは、被告側は物品だけではなく、いろいろ工事なども皆入れて、最低落札価格が設定されてしまうものも入れて、平均価格を出したからである。

判決が出たので、900万円が正しい損害額という形になる。

○議長

そのほかないか。

(「なし」という声あり)

(8) その他

○議長

執行部から何かあるか。

○市長

1点報告がある。このたび、角川グループの映画制作会社である角川大映スタジオによる映画作品の撮影が、この4月下旬から6月上旬にかけて浜田市を中心に島根県内各地で行われることになった。

この作品は、高校生たちの青春を描く映画ということで、浜田の街並みや海岸、そして学校を舞台に物語が展開されると伺っている。

この撮影に際して、地域の皆の協力をいただきながら、準備が進められている。もしかすると、ロケハンの姿などご覧になった方もいるかもしれないが、準備が進められている。

この作品では地元の皆にもエキストラとして参加をいただき、地域と一緒に映画を作る取組ということで伺っている。

映画は、来年の公開を目指して制作がされる。浜田の風景や、こうした町並みも含めて全国の映画館に配給され、多くの人々の目にとまることを我々もすごくうれしく思っているところである。

市としても、本市を中心とした島根の魅力がこうした形で全国に広まっていくということで撮影が円滑に進むように、関係機関と協力をしながらサポートをしていきたいと思っているので、議員におかれてもご理解とご協力を賜れば大変うれしく思う。

○議長

この件について、市長に何か質問はあるか。

(「なし」という声あり)

そのほか執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

それでは執行部はここで退席されるが、議員からほかに何かあるか。

○森谷議員

休憩時間にも少し話をしたが、新しい副市長と教育長は住所や学歴まで公表されている。

私は議会だよりでも個人情報だから名前を出してはいけないと言われる中で、いくら偉いかもわからないが、そこまで個人情報を出すのは止めた方が良いのではないか。

三浦市長の個人情報は少なくとも住所だけは公表されていない。ホームページのプロフィールには、履歴書のようにになっているが、住所の記載はない。

砂川副市長のときも、岡田教育長もそうであったが、住所まで載っている。

これは少しやり過ぎではないかと思うが、これはどうなのか。個人情報保護法などとは関係ないのか。

○議長

森谷議員からの質問で、個人情報ということで、三役の住所が公表されているのはいかがなものかという質問であるが、これに対して回答できるか。

○総務部長

個人情報ということでは確かに個人情報に当たるが、これまでのところで、議案の体裁として、人事案件については、住所、名前などを載せるということで、これまでやってきたということである。

○議長

前例を踏襲したということである。

○森谷議員

三浦市長の言うことを聞く気がないのか。予算説明資料の7ページの上に前例踏襲をしてはいけないと書いてあったであろう。総務部長の名前で書かれていると聞いたことがあるが、ダブルスタンダードである。きちんとしよう。

○議長

これについては今後検討していただいてはどうか。そういうことで良いか。

(「はい」という声あり)

そのほか何かあるか。

○足立議員

今日の議決で附帯決議が付いたが、実際にこれから先、社会福祉協議会の透明性であったり、議会が理解した後の執行ということになっているが、それを具体的には、執行部側から議会側に報告があり、理解したら執行することになるのか、少しそこを確認をしておかないといけないと思う。

○副市長

足立議員からあったように附帯決議で書かれてる項目については、市で社会福祉協議会にそのことを確認して、資料なども準備していただき、市も一緒になって指導や助言をして、ある程度その項目にクリアできたという段階で議会にお示しをして、また委員会や全員協議会などで説明をして、理解が得られれば執行ということになる。

○議長

当然全員協議会で説明があつて、全議員の半数以上の賛成がないと、少なくとも執行できないというような理解で良いか。

(「はい」という声あり)

そのほかあるか。

(「なし」という声あり)

それではここで、個人情報に関する件について、議会側の対応を局長が説明する。

○下間局長

同意議案は執行部が作っている。議案の審議のために議員に配布している議案については住所や生年月日が載っているが、ホームページに載せている議案は、少し省略をしている。それは議会側の配慮ということで省略をしているので承知されたい。

○議長

それでは、今回の3月定例会議で附帯意見を付けて、当初予算を議決して、速やかな執行を執行部にお願いをするところであるが、ご存じのように、議会側としては、減額の修正はできるが、増額の修正はできないということになっている。

しかしながら、今後、この予算の執行に伴う結果に対しては、議会側も政治の結果責任を負う形となるところである。

この予算の執行について絶えず敏感に動きを捉えながら、追加の補正予算なども考えていただいて、浜田市政の発展と市民の幸福の実現ということにまい進をしていただくようお願いをしたいと思う。事業者も速やかな執行を望んでおられると思うのでお願いをする。

それでは、これで執行部は退席されて結構である。

(執行部退席)

2 陳情審査結果について

○議長

資料2を参照されたい。

各委員会に付託された審査結果を報告書として配付しているので、確認をよろしく願います。

3 議会報告事項について

(1) 各種議長会関係の報告について

○議長

議長会関係については、私からこれまでの全員協議会において随時報告をしているので、今回はない。

次の(2)から(4)については、浜田市議会から議員や委員、理事を選出している三つの団体の審議状況などについて、順次報告をお願いします。

(2) 浜田地区広域行政組合議会について

○議長

資料3-(2)を参照されたい。説明をお願いする。

○岡本議員

それでは浜田地区広域行政組合議会のこの1年間の活動について報告する。

この1年は、議会及び全員協議会をそれぞれ3回開催した。

まず、令和7年度の主な事業についてである。可燃ごみ処理事業においては、エコクリーンセンターの設備などを更新する基幹設備改良工事が実施された。令和7年度は約17億円の工事関連予算が計上されている。この工事により施設は、令和19年までの延命化が図られることとなっている。

また、設備更新による省エネルギー化が図られるとともに、近年多発しているリチウムイオン電池による火災の拡大を防止するため、消火設備の強化も行われている。

次に、介護保険事業についてである。第9期事業計画の2年目として、保険給付などに係る事務や、介護予防を初めとする地域支援事業に取り組まれた。

特に、関係市が実施する高齢者施策については、それぞれの地域のニーズや特性に応じた事業が展開されている状況を確認した。

そのほか、地域における介護の実情を把握するための各種調査を実施し、第10期事業計画の策定に向けた準備も進められている。

これらの施策や調査が地域の課題解決に十分寄与しているかについて、議会として引き続きその効果や内容を検証していく。

○議長

何か質問はあるか。

(「なし」という声あり)

(3) 浜田市都市計画審議会について

○議長

続いて資料3-(3)を参照されたい。説明をお願いする。

○川上議員

浜田市都市計画審議会の開催状況について報告する。

まず、令和7年8月29日に第27回の審議会が開催された。議題は、旭・三隅都市計画道路の変更についてである。これは島根県が管理する浜田八重可部線今市2工区及び三隅長浜線三隅工区で進められているバイパス整備に伴う都市計画道路の変更についてである。

島根県から本市に意見を求めたもので、審議の結果は、異議なしとなった。

なお、今月24日に第28回都市計画審議会が開催される予定であるので、併せて報告する。

これは浜田市が策定する立地適正化計画について、市長から諮問を受け、今後協

議を重ねていく予定である。

○議長

この報告について、質問はあるか。

(「なし」という声あり)

(4) 浜田市土地開発公社理事会について

○議長

続いて資料 3-(4)を参照されたい。説明をお願いします。

○川上議員

令和7年3月から令和8年2月までの期間における浜田市土地開発公社理事会開催状況についての報告である。

令和7年3月26日に第272回理事会を開催している。

議第6号で令和6年度浜田市土地開発公社事業計画の変更についてであった。今年度の事業実績に応じた精算見込額に係る事業計画を計画している。継続事業については、記載の5事業について計上している。用地処分事業については、記載の二つの用地について議論している。

続いて、議第7号、令和6年度浜田市土地開発公社補正予算第2回についてである。上記事業計画の変更による予算の計上をしている。

次に、議第8号、令和7年度浜田市土地開発公社事業計画についてである。継続事業については記載の5事業について計上している。用地処分事業については、記載の二つの用地について計上している。

次に議第9号、令和7年度浜田市土地開発公社予算についてである。上記事業計画による予算を計上している。

以上、四つの議題について全て可決している。

次に、令和7年5月26日に第273回理事会を開催している。

議第1号、令和6年度浜田市土地開発公社決算の承認についてである。この議題についても可決承認しており、令和7年9月の浜田市議会9月定例会議に経営状況の報告書として提出をしている。

次に、令和7年12月19日に第274回理事会を開催しており、議第2号、浜田市土地開発公社副理事長の選任についてである。

10月に行われた浜田市議会議員選挙により、議員理事が変更となり、副理事長が空席となるため、理事による互選を行い、私、川上幾雄が副理事長の選任を受けた。

○議長

これらの報告について質問はあるか。

○森谷議員

これらのことは、都市建設部でもできることであり、私も理事をやったことがあるが、土地開発公社を生かすために土地を取得して高く転売したりとか、無理をしているようなところがある。この土地開発公社がなければ、別に理事会もないし、副

市長がトップになることもないし、簡略化になると思う。土地開発公社をなくすという方向にすれば、随分省略化、省力化になると思うが、この中身も込めて、簡略化するという方向はできないものか。

○川上議員

土地開発公社については、過去に、そういう話があったが、現時点ではまだ保有財産もあるので、土地開発公社を継続して、財産を処分し終わるまでは継続する必要があると思っている。

○森谷議員

保有財産ということを使い訳にすると、保有している土地が少なくなっても土地開発公社が財産を買ってくる。土地があれば処分すれば良いわけだから問題ないが、そういうところを使い訳にしないで考えてもらいたい。

○川上議員

森谷議員の意見は重々理解をした。今後、検討の土台にしていきたいと思う。

○議長

そのほかあるか。

(「なし」という声あり)

4 議会による事務事業評価の実施事業の選出結果について

○議長

資料4を参照されたい。

各常任委員会において事務事業評価を実施する事業を選出いただいたので、各委員長から選出した事業名と理由について説明をお願いします。

総務委員会、沖田委員長、お願いします。

○沖田議員

総務委員会である。選出した事業名は協働推進事業の地域支え合い生活支援事業補助金である。

選定理由についてはこちらに書いてあるとおりであるが、なかなか良い制度だが地域などでなかなか使いにくいという声も伺っているので、その辺の見直しを求めていくつもりである。

○議長

次に、文教厚生委員会、足立委員長、お願いします。

○足立議員

ここに記載のとおり、社会福祉協議会助成事業を文教厚生委員会では選定した。

お金の部分に関しては予算決算委員会でもいろいろあったし、本日附帯決議が付いたという状況であるが、事業の中身についても、委員会でしっかりと見ていきたいと思っているので、これを選定した。

○議長

次に産業建設委員会、村木委員長、お願いします。

○村木議員

産業建設委員会は、一つ以上ということで、二つ選んだ。

取組課題を班編成で動いており、それぞれの班で上げてもらったので二つとなっている。

事業名は「山陰浜田港」水産物ブランド化推進事業である。どうしても水産分野というのは国・県の事業が多いが、これについては、市の主体的なもの、市の単費ということもあるので、これを評価をしてはと思っている。

もう1点が観光協会助成事業である。これについても、市の情報発信や観光客の増など、今、市の喫緊の課題でもあることから、今回観光協会について、事業評価をしていきたいと思っている。以上2点を挙げた。

○議長

これらの件について確認しておきたいことはあるか。

(「なし」という声あり)

それではこれらの事業を対象事業として決定したいと思うが、良いか。

(「異議なし」という声あり)

では、決定する。

5 ぎかいポストに寄せられた意見等への回答について

○議長

資料5を参照されたい。担当委員会からこのとおり対応報告の作成があった。

全文を市議会ホームページに掲載することとし、議会だよりへの掲載については、議会広報広聴委員会で対応いただくようお願いする。

なお2ページ目の1番上の意見、「政務活動の立て看板について」を参照されたい。

議会運営委員会の回答の中に、「全議員に周知徹底を図る」とあることから、私からお伝えしておく。

各議員におかれては、立て看板などの設置については、適正に設置し、関係法令を遵守していただくよう改めて留意をいただくようお願いする。良いか。

(「はい」という声あり)

それではよろしく願います。

6 地域井戸端会～皆さんの声を伺います～の実施について

○議長

資料6を参照されたい。議会広報広聴委員会、大谷委員長、願います。

○大谷議員

資料の1の実施期間や、2番の班編成及び会場分担については、2月24日の全員協議会で示しているのので、これは確認である。

新たに決まった報告事項については、3番目の運営方法及び当日の流れというところの太字の部分であるが、3常任委員会から統一テーマとして報告があったので、こ

れを地域井戸端会におけるテーマとしてはということで報告する。

総務委員会については「防災と避難行動計画について、災害が起きたらどうするか、自分と家族を守るための行動」。文教厚生委員会については「子どもや高齢者の暮らしの困りごと」。産業建設委員会については「100年先に残したい浜田の食」ということで、各地区共通に議論、意見が聞けるような話題設定をしていただいたと認識しているところである。

このような形で取り組みたいと思う。まずこの点いかがか。

○議長

議員の皆、良いか。

(「はい」という声あり)

では大谷委員長、続けられたい。

○大谷委員長

続いて、5番目の今後のスケジュールについてであるが、議会広報広聴委員が班編成の中に2人いるところは、左側の方をお願いしたいと思うが、この4月3日までのところで、各会場の方と協議をしていただき、開催日の決定をお願いする。そして、事務局に報告をお願いする。

なお、前回の全員協議会でも留意事項について話があったが、中山間地域においては、5月の連休明けでは、明るいうちは農作業をされるようなところもあると思う。

まちづくりセンターと協議される中で、地域の実情に合わせて、適切な時期設定をお願いできたらと思うので、この点は留意いただけたらということをお願いしておく。

○議長

この件について質問はないか。

(「なし」という声あり)

7 その他

(1) 自由討議について

○議長

議員間で自由討議を行いたい案件が何かあるか。

(「なし」という声あり)

それでは自由討議については終了する。

(2) 議案における各自の表決結果の記載について

○議長

説明をお願いする。事務局長。

○下間局長

タブレットの3月定例会議の表決結果のフォルダに、表決結果の記載一覧を入れてある。今配信した。

本日中に必ず記入をお願いする。

賛否や反対理由はホームページに掲載することになっているので、厳守でお願いする。

全ての記載後には、氏名の後ろにある記入欄の「記入済み」の欄にチェックを入れてほしい。よろしく願います。

全員協議会終了後にメールで様式のデータも送るので、タブレット上での入力が必要な場合はそのデータに入力して提出していただいても結構である。よろしく願います。

○議長

ただいまの件について確認しておきたいことはあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので次に移る。

(3) 政務活動費に係る令和7年度収支報告書及び令和8年度交付申請書の提出について

○議長

説明をお願いする。庶務係長。

○森井庶務係長

資料7-(3)を参照されたい。

年度末になるので、令和7年度の政務活動費の収支報告書の提出と、新年度の令和8年度の政務活動費の交付申請書の提出についての案内である。

1番目の提出する書類についてである。

まず、令和7年度の収支報告書については、提出する書類は、①から④までの収支報告書や領収書などである。

次に令和8年度の交付申請書については、⑤の交付申請書の提出をお願いをする。

どちらも作成していただくデータについては、本日全員協議会終了後にメールでお送りする。

2点目の提出方法については、作成したデータについて、電子データ、エクセルデータで提出をお願いをする。

(2)の④の書類は、領収書などは原則として原本の提出が必要なので、紙ベースでの提出をお願いをする。

3番目の提出期限は4月6日月曜日としている。

4の留意事項についてである。令和7年度の収支報告書関係について記載をしているが、10月23日から3月末までに使用した全ての政務活動費を報告をしてください。

(2)は会派などにより、行政視察を行った経費を参加人数で案分する場合の留意事項である。政務活動費を精算する議員それぞれが収支報告書に領収書の原本又は写しの添付をお願いする。

また、これまでも作成していただいているが、案分金額が分かる案分表を添付い

ただくよう協力をお願いする。

案分額に1円未満の端数が生じる場合は切り捨てていただき、端数を参加者の誰かに割り振る必要はない。

次のページ以降に記載例と領収書の貼付け例があるので、収支報告書の作成の際に参考にされたい。これらの記載例についてもメールでお送りする。

○議長

ただいまの件について確認しておきたいことがあるか。

(「なし」という声あり)

それでは次に移る。

(4) 令和7年度における議員の請負状況等の報告について（事前周知）

○議長

説明をお願いする。庶務係長。

○森井庶務係長

令和7年度における議員の請負状況などの報告について、事前周知である。

令和7年度の請負の状況を、今年の6月中に提出をいただくことについての事前のお知らせとなる。

まず、議員の請負状況などの報告についてである。地方自治法及び施行令により、議員個人が市と請負をする場合、1会計年度につき300万円までが可能となっている。

浜田市議会におきましては、条例に基づいて、この請負状況を公表することにより、透明性の確保などを図ることとなっている。

続いて2番目の報告の対象となる期間である。

今回は、令和7年度、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間となるが、改選後に新たに議員になった方については、任期開始日である令和7年10月23日から令和8年3月31日までの間が対象期間となる。

次に3点目の報告内容などである。報告については、市との請負状況の有無にかかわらず、全議員の提出をお願いをする。

次のページとその次のページ以降に記載例を記載をしている。

1ページ目に戻っていただきまして、5番目の報告日などについてである。

提出期間は、市が出納閉鎖した後の令和8年6月1日から6月30日までの間となっている。

提出していただく期間が少し先となるため、提出期間近くになったら、改めてまた案内する。

○議長

この件について確認しておきたいことはあるか。

(「なし」という声あり)

(5) その他

○議長

事務局長、説明をお願いします。

○下間局長

1点お知らせである。本日5時30分から浜っ子タイムズの初回放送がある。

正副議長が出演し、先般撮影した議員のメッセージ動画の放映があるので、ぜひ視聴されたい。3月20日や23日にも再放送があるし、またリピート放送もあるので、確認をお願いします。

○議長

では、議員から何かあるか。

○森谷議員

私が聞き逃したのかもしれないが、陳情審査結果については何をすれば良いのか。関係するのは芦谷議員と私だけが賛成した日脚の陳情であるが。

○事務局長

陳情審査結果は、各委員会でどのような審査結果がなされたかというのを全員協議会で報告しているだけのものである。

○森谷議員

これは全員協議会だったか。文教厚生委員会ではなかったのか。

○事務局長

各委員会の文教厚生委員会と議会運営委員会で審査した結果を、この全員協議会で報告しているというものである。

○森谷議員

二つしかなかったののでどうしたのかと思っていたが、全体で二つであるということで理解した。

次に「ぎかいポスト」についてであるが、ポストには用紙がない。箱の中に広報紙を切り取ったようなものがあり、そこに記入するための用紙があるはずであるが、それが空っぽである。補充もされておらず、手元に補充すべき用紙もない状態であり、私が各所へ電話をかけながら補充して回っている状況である。これについては、何らかの工夫をすべきではないかと感じている。これは議会広報広聴委員会が担当している事業なのか。議会広報広聴委員会が担当しているのであれば、私の名前を載せないようにするといったことに労力を費やすのも結構であるが、本来の自分たちの業務に対してしっかりと労力を使っていたきたい。

続けて発言しても良いか。

○議長

どうぞ

○森谷議員

私は三隅町や旭町で草刈りをしたり、また地元というわけではないが市議会議員であるため、太陽光パネルの住民説明会にも何度も足を運んだりしている。議員の皆は、自身の町内だけを世話するような、いわゆる「溝蓋議員」ではないはずである。

したがって、もう少し浜田市全体の様々な課題に関心を持ち、太陽光パネルの件やその他の事項についても、自分の町内だけでなく他の地域にも行くなどして、市議会議員らしい行動をとるべきではないかと思うが、いかがか。

○議長

意見として、各議員が、受け取っていただきたいと思う。

また、議会広報広聴委員会の大谷委員長への意見があったので、また検討いただければと思う。

○大谷議員

十分な量を各議会ポストに置いているはずであるが、現になくなっていく状況については、対応していきたいと思う。

いずれにしても、対応をしていただき感謝する。

○議長

良いか。

(「はい」という声あり)

それでは、私から最後に議員の皆にお願いをしたいと思います。

現在、合併から20年が経過し、人口が1万5,000人減少しているが、直近の4年間では1,000人以上の人口減少が生じており、そのスピードが加速している状態である。本日、予算を可決したが、実際のところ、この予算で本当に人口減少が緩やかなものになるのか、甚だ疑問に思うところである。

各常任委員会において検討いただき、8月には政策討論会という形で、来年度の予算要求ができるよう、ぜひ議論を重ねていただきたいと思う。まだ半年近くの期間があるため、十分に検討をしていただき、市民の幸福の実現と市政発展につながる確かな政策を練り上げていただきたい。政策の実行には必ず予算が伴うため、それを全議員の総意として要求していきたいと考えている。引き続き、活発な議論を重ねていただくようお願いする。

私からのお願いは以上である。

○森谷議員

人口減少は悪いことであるとばかり言われているが、税収は増加し、予算も増加している。その中で人口が減っているということは、市民1人当たりの税収は増え、1人当たりの予算も増えているということである。

したがって、ここで一度振り返り、人口減少の何がどう悪いのかを改めて考える必要がある。例えば、雨が降ること自体が悪いわけではなく、田んぼのためには適度な雨が降らなければならないが、降り過ぎれば洪水になるのと同じことである。

人口減少によって具体的にどのような事態が生じるから問題なのか、その本質的な部分をしっかりと認識した上で議論を進めなければならないと考える。

○議長

人口減少をしていくと浜田市が消滅するからである。

○森谷議員

議長がそんなことを言ってどうするのか。消滅なんかしない。夕張市もあるではないか。

○議長

人口が今のペースでいくとということである。

○森谷議員

合併によってしか消滅しない。

○議長

それは私からのお願いであるので、お聞き取りいただきたいと思う。

ほかに議員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

以上で、全員協議会を終了する。

[16 時 53 分 閉議]

浜田市議会全員協議会規程第 6 条の規定により、ここに全員協議会記録を作成する。

浜田市議会議長 澁谷 幹 雄